

指定管理者評価判定結果報告書

令和5年 7月 3日

高 浜 市 長 殿

高浜市指定管理者選定評価委員会
委員長 古 橋 知 美 印

令和4年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1. 施設の名称	①高浜市南部ふれあいプラザ ②高浜市南部第2ふれあいプラザ			
2. 指定管理者の名称	特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会			
3. 指定期間	①平成31年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日 ②平成31年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日			
4. 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	・プラザの利用及びその制限に関する業務 ・高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例第3条の事業の運営に関する業務 ・プラザの利用に係る料金の徴収に関する業務 ・プラザ施設及び設備の維持管理に関する業務 ・その他市長が必要と認める業務			
5. 大分類項目の評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	25点	24.2点	96.8%	A
② 施設設備の維持管理に関する事項	25点	25点	100%	A
③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項	50点	44点	88%	A
6. 総合評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	100点	93.2点	93.2%	A
7. 評価結果についての講評				
別紙のとおり				

「評価結果についての講評」

- ◆事業全般は長く続けられる内容で、幾つかの成長もみられていいです。関わる人材についても上手く世代交代出来ており、継続する力となっていると思われます。年度を重ね、たくさんの方の関わり方などの変化を考えると、見直しや初心に立ち返ることも必要かと思います。
- ◆ご意見箱へのご意見のない傾向は、他施設も同様と思われる。しかしいざ利用するとなるといろいろな制約等の壁があり、不信感を抱く例を他の施設で経験している。南部ふれあいプラザの場合は、管理側と利用する側のお互いの顔がわかっているから受付でのご意見承りという形になっていると思われ、この関係を大切にしたいものである。地域共生の取り組みは、今後ますます重要ですので、ご活躍を期待しています。
- ◆コロナもある程度落ち着いて来たが、この間で今までとは違った面が見えて来たところもあると思うので、そうした面を今後につなげて欲しいと思います。一層、管理された素晴らしい施設にして下さい。
- ◆比較的良好に管理されており、問題ありません。ソーラー照明バッテリーは非常に高価の為、次回交換時には、照明の停止も含め再検討してはどうか。
- ◆地域コミュニティの核施設として役割がしっかり認識され、利用者に対するサービスが提供されている。また、施設利用の効率面、安全面等についても管理者の立場で両施設とも安定的に維持管理がされている。